（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の十五　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した申請書

イ　申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

ロ　申請に係る認定支援事務の種類

ハ　申請に係る認定支援事務の開始の予定年月日

ニ　申請に係る認定支援事務の実施体制

ホ　申請に係る認定支援事務に係る資産の状況

ヘ　役員の氏名、生年月日及び住所

ト　その他指定に関し必要と認める事項

二　申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の十七第二項において「誓約書」という。）

（令第一条第二項第一号の国土交通省令で定める基準）

第一条の十六　令第一条第二項第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　職員及び会計に関する諸記録を整備しておくこと。

二　実施した認定支援事務の内容等の記録を整備し、その完結の日から二年間保存しておくこと。

（指定認定事務支援法人の名称等の変更の届出等）

第一条の十七　令第二条の国土交通省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二　役員の氏名、生年月日及び住所

三　申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書（当該指定に係る事務に関するものに限る。）

2　指定認定事務支援法人は、その名称若しくは住所又は前項各号に掲げる事項を変更するときは、当該変更に係る事項について計画作成都道府県知事等に届け出なければならない。この場合において、役員の変更に伴うものは、誓約書を添えて行うものとする。

3　指定認定事務支援法人は、当該認定支援事務の全部又は一部を廃止し、又は休止するときは、次に掲げる事項を計画作成都道府県知事等に届け出なければならない。

一　廃止し、又は休止する認定支援事務

二　廃止し、又は休止する年月日

三　廃止し、又は休止する理由

四　休止する場合にあっては、休止の予定期間

（令第五条の国土交通省令で定める事項）

第一条の十八　令第五条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該指定認定事務支援法人の名称及び住所

二　当該指定に係る認定支援事務の種類

三　指定をし、当該指定認定事務支援法人の名称若しくは住所の変更又は認定支援事務の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

（新設）

（新設）

（新設）